

令和7年6月26日

九州管区行政評価局

「地域の困りごと解決に向けた飯塚市・郵便局等との懇談会」**－「高齢者が安心して暮らせる福祉のまち」に向けて－****（フォローアップ会合の開催）**

- 総務省の行政相談による市町村の地域課題の解決を一層推進するため、飯塚市において他の市町村のモデルとなる取組を企画・実施して連携を深化するべく、昨年2月に飯塚市に対して当局より提案を行い、昨年度以降、出前教室、「終活」をテーマとする一日合同行政相談所の開設、子育て世代をターゲットにした地域イベントでの行政相談活動などを飯塚市担当の行政相談委員の参画も得て進めてきたところです。
- 他方、総務省では、あまねく全国に拠点が存在する郵便局の強みを活かした地方活性化を進めるため、令和5年3月に「郵便局を活用した地域活性化方策」をとりまとめたところ、その方策の一環として、**郵便局の強みを生かし、行政サービスの窓口や地域の拠点としての郵便局、地域の実情に精通した市町村や地域のステークホルダーの方と、地域に根ざした行政相談委員との更なる連携を図りつつ、行政をめぐる「埋もれた困りごと」を発掘することにより、地域の課題解決を通じて地方の活性化を目指すこととしており、一昨年の宇和島市を皮切りに全国各地で懇談会を開催し取組を進めている**ところです。
- 当局では、今年3月に、飯塚市、飯塚市における地域のステークホルダー（地域包括支援センター、まちづくり協議会等）、郵便局及び日本郵便株式会社九州支社、行政相談委員等が参加し、飯塚市のまちづくりの4つの柱のうち、「高齢者が安心して暮らせる福祉のまち」実現に向けた行政課題について認識を共有し、**課題解決に向けて「協働」し、併せて地域社会の活性化を図るため、「地域の困りごと解決に向けた飯塚市・郵便局等との懇談会」を開催しました。**
- この度、懇談会で共有された**行政課題の解決に向けた取組の実施状況の報告と、課題解決の一層の促進に向けた意見交換を行うべく、フォローアップ会合を開催します。**
- 当会合には、長谷川総務大臣政務官及び藤江飯塚市副市長が出席する予定となっております。

【日 時】 令和7年6月27日（金）15:20 ～ 16:50**【場 所】** 飯塚市役所 本庁舎 2階多目的ホール**【出席者】** 長谷川総務大臣政務官、飯塚市副市長、飯塚市内3郵便局長、日本郵便株式会社九州支社、地域のステークホルダー（地域包括支援センター関係者、まちづくり協議会関係者）、飯塚市、行政相談委員（飯塚市担当）、総務省九州管区行政評価局**【内 容】** 「高齢者が安心して暮らせる福祉のまち」をテーマとした地域の困りごとに関する意見交換**【その他】** 冒頭部分（挨拶から懇談会の趣旨説明まで）及び終了後ぶら下がり取材可

総務省行政相談センター

まぐみみ福岡

担 当：総務行政相談部行政相談課長 篠原

電 話：(092) 431-7082（直通）

メール：ksy31@soumu.go.jp

【参考】

○ 行政相談とは

総務省の行政相談は、国民から国の行政などに関する相談を受け付け、その解決を図るとともに、行政の制度・運営の改善に活かす仕組みです。

総務省の職員と市区町村長の推薦等に基づいて総務大臣が委嘱する民間有識者である行政相談委員が「二人三脚」で、困りごとを抱えている方々に寄り添い、その解決に向けて活動し、様々な地域の困りごとの把握・解決にも大きな役割を果たしています。

総務省が行う「行政相談」は、①国の行政機関、特殊法人などの業務、②都道府県及び市町村が行っている業務で、生活保護事務など法定受託事務に該当するもの、あるいは国の補助を受けているものについて、苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場からその解決や実現の促進を図るものです。

○ 行政相談委員とは

行政相談委員は、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）に基づき、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約5,000人（各市(区)町村に1人以上）配置され、地域住民の身近な相談相手として無報酬のボランティアとして活動しています。

任期は2年間（再任は妨げない）で、九州管区行政評価局では、管内全市町村に計644人（令和7年6月1日現在）が配置されています。